

第3章 公認会計士試験の実施

1. 概説

(1) 試験制度の概要

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、短答式及び論文式による筆記の方法で行う（法第5条）ものであり、審査会が、毎年1回以上行うこととされている（法第13条第1・2項）。

現行の試験制度（新試験制度）は、平成15年の法改正において、試験の質を確保しつつ幅広い多様な者が受験しやすくすることを主な目的として大幅な見直しが行われ、平成18年試験から実施されている。

平成15年法改正による主な見直しの内容

- ①試験体系の簡素化
- ②試験科目の見直し
- ③試験科目の一部免除の拡大
- ④短答式試験の合格者に対する合格発表の日から2年間における短答式試験の免除制度の導入
- ⑤論文式試験の試験科目のうち一部の科目について相当と認められる成績を得た者に対する論文式試験の合格発表の日から2年間における当該科目の免除制度の導入

公認会計士試験に関する事務のうち、合格の決定、不正受験による合格の決定の取消し・受験の禁止、試験問題の作成・採点等を除く、試験監督等の試験実施事務については各財務局長等に委任している（法第49条の4第5項、同法施行令第36条）。

試験問題の作成及び採点のために、審査会に試験委員が置かれている。試験委員は試験の執行（実施年）ごとに、審査会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命する（法第38条第1・2項）。

(2) 現行試験の概要

公認会計士試験は、短答式（択一式）及び論文式による筆記の方法により、全国の財務局等管内の試験場（全国11都道府県）で行う。なお、受験資格による制限は設けられていない（P95資料3-1参照）。

ア 短答式試験

- ・ 実施回数・時期
年2回（12月、5月）

- ・ 試験科目
必須4科目：財務会計論、管理会計論、監査論、企業法
- ・ 合格基準
総点数の70%を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1科目につき、その満点の40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。

《過去の合格点》

24年		25年		26年		27年		28年		29年
第I回	第II回	第I回								
70%	67%	67%	67%	70%	68%	60%	67%	67%	66%	71%

(注) 27年第I回試験を除き、1科目につき満点の40%未満のもののある者は不合格。

なお、短答式試験は年2回実施されるが、第I回短答式試験の願書提出では、当該短答式試験受験者のみ受け付けることとし、短答式試験の全科目免除者及び旧第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者については、第II回に願書を提出することとしている。

- ・ 短答式試験科目の全部又は一部免除
短答式試験合格者は、申請により、当該短答式による試験に係る合格発表の日から起算して2年を経過する日までに行われる短答式試験の免除を受けることができる。
また、大学等において3年以上商学若しくは法律学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法試験合格者、税理士資格取得者、会計専門職大学院修了者等についても、申請により試験科目の全部又は一部の免除を受けることができる。

《平成28年度の免除件数》

全部免除	司法試験合格者	56件
	商学若しくは法律学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	11件
一部科目免除	税理士資格取得者等	63件
	会計専門職大学院修了者	144件
	会計又は監査に関する実務経験者	5件

イ 論文式試験

- 実施回数・時期

年 1 回（8 月）

- 試験科目

必須 4 科目：会計学、監査論、企業法、租税法

選択科目：経営学、経済学、民法、統計学のうち 1 科目

- 合格基準

52%の得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1 科目につき、その得点比率が 40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。

なお、論文式試験は、1 人の答案を複数の試験委員が採点しており、試験委員間及び試験科目間の採点格差は、標準偏差により調整している。

《過去の合格点》

24 年	25 年	26 年	27 年	28 年
52.0%	52.0%	52.0%	52.0%	52.0%

（注）1 科目につき得点比率が 40%未満のもののある者は不合格。

- 論文式試験科目の一部免除

論文式試験のうち一部の科目について、審査会が相当と認める成績を得た者は、申請により、当該論文式試験に係る合格発表の日から起算して 2 年を経過する日までに行われる論文式試験の当該科目の免除を受けることができる（注）。

また、大学等において 3 年以上商学、法律学若しくは経済学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法試験合格者、税理士資格取得者等についても、申請により試験科目の一部の免除を受けることができる。

（注）試験科目のうち一部の科目について、同一の回の論文式試験合格者の平均得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者を一部科目免除資格取得者としている。

《平成 28 年度の免除件数》

税理士資格取得者	16 件
司法試験合格者	56 件
不動産鑑定士試験合格者	3 件
商学、法律学若しくは経済学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	13 件

2. 公認会計士試験の実施状況

(1) 平成 28 年公認会計士試験

平成 28 年公認会計士試験のスケジュール及び実施状況は以下のとおりである。

《平成 28 年公認会計士試験実施スケジュール》

区 分	願書受付 開 始	願書受付 締 切	試験期日	合格者発表
第 I 回 短 答 式	27 年 8 月 28 日	27 年 9 月 11 日	27 年 12 月 6 日	28 年 1 月 12 日
第 II 回 短 答 式	28 年 2 月 5 日	28 年 2 月 19 日	28 年 5 月 29 日	28 年 6 月 24 日
論 文 式	—		28 年 8 月 19 日 ～21 日	28 年 11 月 11 日

《平成 28 年公認会計士試験結果の概要》

区 分	平成 28 年 試験	短答式試験 の受験者等 (免除者を含む)	短答式試験み なし合格者 (旧第 2 次試 験合格者)	(参考)		
				平成 27 年 試験	短答式試験 の受験者等 (免除者を含む)	短答式試験み なし合格者 (旧第 2 次試 験合格者)
願書提出者数 (a)	10,256 人 (注 1)	10,139 人	117 人	10,180 人	10,050 人	130 人
短答式試験 受験者数	8,644 人	8,644 人	—	8,620 人	8,620 人	—
短答式試験 合格者数	1,501 人	1,501 人	—	1,507 人	1,507 人	—
論文式試験 受験者数	3,138 人	3,021 人 (注 2)	117 人	3,086 人	2,956 人	130 人
最終合格者数 (b)	1,108 人	1,098 人	10 人	1,051 人	1,030 人	21 人
合格率 (b/a)	10.8%	10.8%	8.5%	10.3%	10.2%	16.2%

(注 1) 平成 28 年の願書提出者数は、第 I 回短答式試験における願書提出者が 7,030 人、第 II 回短答式試験における願書提出者が 7,968 人となっているところ、第 I 回、第 II 回のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの（平成 27 年試験についても同様の考え方に基づいた計数を記載）。

(注 2) 「短答式試験の受験者等（免除者を含む）」欄の「論文式試験受験者数」には、当該試験年の短答式試験合格者のほか、その前年又は前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者及び大学教授や司法試験合格者等の短答式試験免除者を含む（平成 27 年試験についても同様の考え方に基づいた計数を記載）。

ア 願書提出者

平成 28 年公認会計士試験の願書提出者は、10,256 人となっている。
このうち、旧第 2 次試験合格者の短答式試験みなし合格者（117 人）を除く願書提出者は 10,139 人であり、前年の 10,050 人に比べ 89 人（0.9%）増加した。

イ 短答式試験合格者

- ・短答式試験受験者 8,644 人
- ・短答式試験合格者 1,501 人

第 I 回短答式試験は、受験者 7,030 人、合格者 863 人となっており、第 II 回短答式試験は、受験者 6,331 人、合格者 638 人となった（P96 資料 3-2 参照）。第 I 回、第 II 回のいずれも受験した受験者を名寄せして集計した短答式の受験者は 8,644 人であり、合格者は 1,501 人となった。

ウ 論文式試験合格者（最終合格者）

- ・論文式試験受験者 3,138 人
うち答案提出者数 2,790 人
- ・最終合格者 1,108 人（合格率 10.8%（1,108 人/10,256 人））
うち短答式試験受験者等（免除者を含む。）1,098 人（合格率 10.8%（1,098 人/10,139 人））

論文式試験は、平成 28 年の短答式試験合格者（1,501 人）に、平成 26 年又は平成 27 年の短答式試験合格者で平成 28 年の短答式試験が免除された者（1,367 人）、大学教授・司法試験合格者等の免除者（153 人）及び旧第 2 次試験合格者の短答式試験みなし合格者（117 人）を加えた 3,138 人が受験し、最終合格者は 1,108 人となった（論文式試験合格率 35.3%）（注 1）。このうち旧第 2 次試験合格者の短答式試験みなし合格者を除いた最終合格者は 1,098 人となった（P99 資料 3-3 参照）。

なお、次回以降の 2 年間で論文式試験の一部科目について免除を受けることができる科目免除資格取得者（注 2）は 454 人（属人ベース）となった。

（注 1）合格者を年齢別にみると、30 歳未満が全体の 76.5% を占め、平均年齢は 26.2 歳であった（最高年齢は 67 歳、最低年齢は 19 歳）。

また、合格者を職業別にみると、「学生」・「専修学校・各種学校受講生」が 795 人（構成比 71.8%）、「会社員」が 70 人（構成比 6.3%）であった。

なお、女性の合格者は 236 人（構成比 21.3%）となっている。

（注 2）論文式試験の一部科目免除資格の付与として審査会が相当と認めた得点比率は 55.7%。

(2) 平成 29 年公認会計士試験

平成 29 年公認会計士試験のスケジュール及び実施状況は以下のとおりである。

《平成 29 年公認会計士試験実施スケジュール（予定）》

区 分	願書受付 開 始	願書受付 締 切	試験期日	合格者発表
第 I 回 短 答 式	28 年 8 月 26 日	(インターネット出願) 28 年 9 月 15 日	28 年 12 月 11 日	29 年 1 月 16 日
		(書面による出願) 28 年 9 月 9 日		
第 II 回 短 答 式	29 年 2 月 10 日	(インターネット出願) 29 年 3 月 2 日	29 年 5 月 28 日	29 年 6 月 23 日
		(書面による出願) 29 年 2 月 24 日		
論 文 式	—	—	29 年 8 月 25 日 ～27 日	29 年 11 月 17 日

〈第 I 回短答式試験の試験結果の概要〉

- ・ 願書提出者 7,818 人
- ・ 答案提出者 6,045 人
- ・ 短答式試験合格者 1,194 人

平成 29 年第 I 回短答式試験は平成 28 年 12 月 11 日に実施し、願書提出者（受験者）は 7,818 人であり、合格者は 1,194 人となった（P110 資料 3－4 参照）。

3. 受験願書等のインターネット受付

平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「世界最先端 IT 国家創造宣言」に基づく「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成 26 年 4 月 1 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）において、公認会計士試験の受験願書の提出等が改善促進手続とされ、オンライン手続の改善と利用の促進を図っていくことが求められた。

こうしたことを踏まえ、受験者等の利便性向上に向けて、公認会計士試験の受験願書の提出等のオンライン手続について、民間のインターネット受付サービスを導入することとし、平成 29 年第 I 回短答式試験の申込分から運用を開始した。

平成 29 年第 I 回短答式試験では、願書提出者数 7,818 人のうち 3,470 人

がインターネット受付により出願した（44.4%）。

平成29年第Ⅱ回短答式試験では、願書提出者数8,214人のうち3,700人がインターネット受付により出願した（45.0%）。なお、このうち、短答式試験全科目免除者等を除いた願書提出者数でみると、6,577人のうち3,300人がインターネット受付により出願している（50.2%）（注）。

（注）第Ⅰ回短答式試験と同様、少なくとも1科目短答式試験を受ける者の比率でみるために、第Ⅱ回短答式試験願書提出者に含まれる全科目免除者等を除いたもの。

4. 情報発信等

「平成28事務年度金融行政方針」において、「監査業界を担う公認会計士という職業に関心を持つ者の拡大を図るため、会計監査や公認会計士資格に関し、高校生等若年層や女性に向けた広報活動を、日本公認会計士協会と連携して推進する」とされているように、審査会では、公認会計士という職業への関心を高め、公認会計士試験受験者のすそ野拡大を図る観点から、主に大学生・高校生等若年層に向けた広報活動に努めている。

具体的には、全国の大学・高等学校等で、会長・常勤委員等が、公認会計士の社会的使命や公共財としての会計監査等をテーマとした講演を行っており、平成28年度においては、全国9大学、3商業高校で講演を実施した。（P112資料3-5参照）。

また、情報発信を充実させる観点から、審査会の業務内容を記載した審査会パンフレットや、公認会計士の業務や試験の概要等を掲載した試験パンフレットを作成しており、上記講演等において配布したほか、審査会ウェブサイトに掲載した。

なお、試験の透明性や信頼性の確保を図る観点から、平成25年より、試験結果に係る情報の提供について順次拡大を進めており、試験問題に加えて受験者数、合格者数、欠席者数、得点階層分布、短答式試験における平均得点比率等について、平成28年試験においても引き続き公表を行った（P96資料3-2、P99資料3-3、P110資料3-4参照）。

5. 公認会計士試験事業に係る市場化テスト

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく「公共サービス改革基本方針」（閣議決定）において、関東財務局において実施する公認会計士試験業務が市場化テストの対象とされたことにより、平成23年度以降市場化テストを実施してきた。（注）

（注）市場化テストの概要

- ・対象 受験願書の配布及び受付、試験会場の確保、試験の立会い等の民間委託
- ・期間 第1期：平成23年4月から26年8月まで（3年5ヶ月）
第2期：平成26年4月から29年8月まで（3年5ヶ月）

上記業務については、公共サービス改革を所管する官民競争入札等監理委員会において、これまでの市場化テストの良好な実施結果を踏まえ、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」等に基づく市場化テスト事業としては終了し、今後は関東財務局における通常の民間委託事業として実施することとされた。

6. 今後の課題

公認会計士試験を運営・実施していく上での基本的課題は、試験を公平かつ円滑に実施するとともに、我が国経済の将来を担う前途有為な若者をはじめ多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促していくことである。

(1) 公認会計士試験の公平かつ円滑な実施

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及び応用能力を有するかどうかを判定することを目的とした試験であり、その実施に当たっては、公平かつ円滑に実施する必要がある。このため、試験問題の作成・採点を行う試験委員の選任や問題作成に当たっての事務局によるサポート、財務局等による各試験の適切な実施等の一連の試験運営に当たり、引き続き様々な点に細心の注意を払い、万全な態勢で取り組んでいく必要がある。

また、公認会計士試験における透明性・信頼性を確保するため、試験結果に係る積極的な情報提供を引き続き行っていく必要がある。

(2) 公認会計士試験受験者増への取組

多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促す観点から、公認会計士の使命、資本市場における会計・監査の重要性、さらには、監査業務以外の活躍フィールドの拡大といった公認会計士の魅力等について、全国の大学等における講演活動を継続していく必要がある。特に、高校生等若年層や女性に向けた広報活動の充実に、引き続き取り組んでいく必要がある。